

江汐公園振興会規約

(目的)

第1条 本会は、広域公園としての江汐公園の有効活用を推進し、交流人口の増加とあわせて市勢の活性化をはかることを目的とする。

(名称及び事務局の設置)

第2条 本会は、江汐公園振興会と称し、事務局を山陽小野田市市民部市民活動推進課内に置く。

(事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1)各種イベント等を通じた地域振興活動の推進
- (2)各種メディアを通しての広域宣伝活動の展開
- (3)環境保護を中心とした啓発活動
- (4)意見集約等を通じての整備計画の提案
- (5)その他本会の目的達成に必要な事項

(会員)

第4条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同し、またこれに協力する個人会員、特別会員、自治会会員とする。

(会費)

第5条 本会の会費の額は、次のとおりとする。

- (1)個人会員 年額2,000円以上
- (2)特別会員 年額3,000円以上
- (3)自治会会員 自治会加入1世帯あたり年額1000円を基準とする。

(会員資格喪失)

第6条 会員は次の各号の1に該当するときは、その資格を失うものとする。

- (1)脱会
- (2)死亡
- (3)本会の解散
- (4)除名

(除名)

第7条 会員が次の各号の1に該当するときは、総会の決議によって除名することができる。この場合において本会は、その会員に対し、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1)本会の名誉を毀損し、または趣旨に违背する行為があったとき
- (2)会費の納付を怠ったとき
- (3)本会の事業を妨げ、または妨げようとしたとき

(役職員の定数)

第8条 本会に次の役職員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 5名以内
- (3)理事 若干名
- (4)監事 2名

(役員を選出及び任期)

第9条 役員は総会で選出する。

2 役員任期は2年とし、再任を妨げない。補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役職員の職務)

第10条 会長は本会を代表し、会務を総括し、会議の議長となる。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはこれを代理する。
- 3 理事は本会の運営にあたる。
- 4 監事は本会の業務及び財産の状況等を監理する。

(顧問)

第 11 条 本会に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は役員会にはかり、会長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は会議に出席し、意見を述べることができる。

(会議)

第 12 条 会議は総会及び役員会とする。

(総会の招集)

第 13 条 総会は定時総会と臨時総会とし、定時総会は、毎年 1 回会計年度終了後 2 月以内に、臨時総会は会長が必要と認めたとき、又は会員の 3 分の 1 以上の要求があったとき会長がこれを招集する。

(総会の議決事項)

第 14 条 総会は次の各号に定める事項を議決する。

- (1) 規約の変更に関する事
- (2) 役員選挙に関する事
- (3) 予算・決算並びに事業計画及び実施に関する事
- (4) その他役員会において必要と認める事項

(総会の議決)

第 15 条 総会の議決は出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会の招集)

第 16 条 役員会は会長が必要に応じて随時これを招集し、会長、副会長、理事、監事をもって構成する。

(役員会の議決事項)

第 17 条 役員会は次の各号を議決する。

- (1) 事業の企画、実施に関する事項
- (2) 本会の運営に関する事項
- (3) 総会に付議すべき事項
- (4) その他役員が必要と認めた事項

(役員会の議決)

第 18 条 役員会の議決は出席役員員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会計年度)

第 19 条 本会の会計年度は毎年 3 月 1 日に始まり、2 月末日に終わる。

(会計)

第 20 条 本会の収入は、会費、助成金、寄附金及びその他の収入とする。

- 2 本会の経費の支出は、事務局長が行い、決議された予算に基づき執行する。

附 則

本規約は、昭和 45 年 3 月 9 日から施行する。

本規約は、平成 9 年 3 月 1 日から施行する。

本規約は、平成 12 年 3 月 1 日から施行する。

本規約は、平成 21 年 4 月 6 日から施行する。

本規約は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。

本規約は、平成 28 年 3 月 10 日から施行する。

本規約は、平成 29 年 3 月 9 日から施行する。